

中国と日本との産業分類の比較

房 文 慧

はじめに

産業分類は、産業統計の収集および整理、分析の基準として重要な役割を果たすが、標準産業分類は、各種産業統計の比較可能性を高めるために作成されるものである。1948年に国連（統計委員会）は、国際標準産業分類（International Standard Industrial Classification of All Economic Activities, ISIC）を制定し、直近な国際標準産業分類はISIC（Rev. 4）である。各国も産業分類をできるだけISICに準拠して作成するよう努力してきた。しかし、経済社会システム、発展段階、産業構造などの差異により、各国の産業分類基準の間に様々な相違が存在している。本稿の目的は、中日経済の数量的国際比較をよりの確に行うことを可能にするために、中日両国の産業分類基準における相違点を検討することにある。

日本の産業分類は、1920年の第1回国勢調査用職業分類から始まって、それが産業分類の形成へと発展したものである⁽¹⁾。日本の産業分類が初めて制定されたのは1930年の第3回国勢調査であった。さらに、「日本標準産業分類（Japan Standard Industrial Classification JSIC）」が制定されたのは1949年である。以来、同分類は産業構造の変化を反映すべく12回にわたって改定されてきて、直近では2007年11月改定（第12回改定、2008年4月から適用）の日本標準産業分類である。

他方、中国の産業分類作成の歴史は日本に比べて遅い。中国の「国民経済産業分類（国民経済行業分類、National Economic Classification, NEC）」が最初に制定されたのは1982年の第3回人口センサスのための「国民経済産業分類と番号」（「国民経済行業分類和代碼」GB4754-82）であった。人口センサスの後、同産業分類基準に若干の修正を加えたうえ、公式の中国国民経済産業分類（国民経済行業分類 GB4754-84）として制定し、1985年に実施した⁽²⁾。その後、1994年と2002年の2回にわたり改定された。現行の中国国民経済産業分類は、2002年の改定版（国民経済行業分類、GB/T4757-2002）である。そこで、2002年改定の中国国民経済産業分類と2007年改定の日本標準産業分類とを比較し、中日の産業分類

の相違点を明らかにする⁽³⁾。

以下では、まず、中日それぞれの標準産業分類を概観し、両国の産業分類の基本的な相違点を明らかにする（第1節）。次いで個別の分類項目に立ち入り、農業、鉱業（第2節）、続いて製造業（第3節）、サービス業（第4節）を取り上げ、各分類項目における中日間の相違点を検討する。最後に、本稿の結果を踏まえて中日間の産業分類における課題を述べる。

1、中日間の産業分類の基本的な相違点

まず、中国と日本の標準産業分類を概観し、両国間の基本的な相違点と特徴を明らかにする。

中国と日本の産業分類区分はともに4段階分類であるが、各段階分類の名称について、中国では「部門類」、「大分類」、「中分類」、「小分類」となるのに対して、日本では「大分類」、「中分類」、「小分類」、「細分類」からなる（図表1）。分類符号について、中国と日本はともに分類段階の順に最初は英字で、次いで2桁、3桁、4桁の数字で表示される。本稿では、中国と日本とを比較する上での混乱を避けるため、中日両国の各段階分類を統一して英字分類、2桁分類、3桁分類、4桁分類と呼ぶことにする。

産業分類の構成を見ると、英字分類では中国に20、日本に19、2桁分類では中国に98、日本に97項目、3桁分類では中国に396、日本に420、4桁分類では中国に913、日本に1269の分類項目がそれぞれある。英字分類、2桁分類の段階では日本と中国の分類項目数がほぼ同じであるが、それ以降の分類段階では、中国に比べて日本の分類項目のほうが圧倒的に多い。

図表1 中日産業分類の構造と項目数の比較

	分類段階の表記	英字	2桁数字	3桁数字	4桁数字
分類構造	中国	部門類	大分類	中分類	小分類
	日本	大分類	中分類	小分類	細分類
項目数	中国	20	98	396	913
	日本	19	97	420	1269

(注) 中国は『中国国民経済産業分類』（第3回改訂、2002年）、日本は『日本標準産業分類』（第12回改定、2007年）にそれぞれ基づく。以下各図表も同じ。

2桁分類レベルでは、中国の鉱業に6項目があるのに対して、日本の鉱業には1項目しかない（図表2）。逆に、第三次産業（運輸、郵便業から公務まで）に関しては、中国の46項目に対して、日本では65項目に細分化されている。2桁分類における中日の項目数では、資源が相対的に豊富な中国と経済のサービス化が進む日本のそれぞれの特徴が表れている。

図表2 中日の2桁分類の対照表

中 国	日 本
A 農、林、牧、漁業	A 農業、林業
01 農業	01 農業
03 畜産業	
02 林業	02 林業
04 漁業	B 漁業
	03 漁業（水産養殖業を除く）
	04 水産養殖業
05 農、林、牧、漁サービス業	
B 鉱業	C 鉱業、採石業、砂利採取業
06 石炭採掘・選別業	
07 石油・天然ガス採掘業	
08 鉄金属採掘・選別業	
09 非鉄金属採掘・選別業	
10 非金属採掘・選別業	05 鉱業、採石業、砂利採取業
11 その他採掘業	
C 製造業	E 製造業
13 農産品・副産品食品加工業	09 食料品製造業
14 食品製造業	
15 飲料製造業	10 飲料・たばこ・飼料製造業
16 タバコ製造業	
17 紡績業	11 繊維工業
18 紡績服装・靴・帽子製造業	
19 皮革・毛皮・羽毛とその製品	20 なめし革・同製品・毛皮製造業
20 木材加工と木・竹・藤・棕・草製品業	12 木材・木製品製造業（家具を除く）
21 家具製造業	13 家具・装備品製造業
22 製紙・紙製品業	14 パルプ・紙・紙加工品製造業
23 印刷・記録媒介の複製	15 印刷・同関連業

(図表2 続き)

中 国	日 本
25 石油加工、コークス、核燃料加工業	17 石油製品・石炭製品製造業
26 化学原料と化学製品製造業	16 化学工業
27 医薬品製造業	
28 化学繊維製造業	
29 ゴム製造業	19 ゴム製品製造業
30 プラスチック製品業	18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）
31 非金属鉱物製品業	21 窯業・土石製品製造業
32 鉄金属冶金と圧延加工業	22 鉄鋼業
33 非鉄金属冶金と圧延加工業	23 非鉄金属製造業
34 金属製品業	24 金属製品製造業
35 汎用設備製造業	25 汎用機械器具製造業
36 専用設備製造業	26 生産用機械器具製造業
37 交通運輸設備製造業	31 輸送用機械器具製造業
	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業
39 電気機械と器材製造業	29 電気機械器具製造業
41 計測計量器と文化、事務用機械製造業	27 業務用機械器具製造業
40 通信設備、計算機とその他電子設備製造業	30 情報通信機械器具製造業
24 文教体育用品製造業	32 その他の製造業
42 工芸品、その他の製造業	
43 廃棄資源と廃棄材料回収加工業	88 廃棄物処理業
D 電気・ガス・水生産と供給	F 電気・ガス・熱供給・水道業
44 電気、熱生産と供給	33 電気業
	35 熱供給業
45 ガス生産と供給	34 ガス業
46 水生産と供給業	36 水道業
E 建築業	D 建設業
47 家屋と土木工事建築業	06 総合工事業
48 建築すえ付け業	07 職別工事業（設備工事業を除く）
49 建築装飾業	08 設備工事業
50 その建築業	
F 交通運輸・倉庫・郵政業	H 運輸業、郵便業
51 鉄道運送業	42 鉄道業
52 道路運送業	43 道路旅客運送業

(図表2 続き)

中 国	日 本
	44 道路貨物運送業
53 都市公共交通業	× 対応分類なし
54 水運業	45 水運業
55 航空運輸業	46 航空運輸業
56 パイプ運送業	
57 積卸・運搬とその他運輸サービス業	48 運輸に附帯するサービス業
58 倉庫業	47 倉庫業
59 郵政業	49 郵便業（信書便事業を含む）
	Q 複合サービス事業
	86 郵便局
G 情報伝達・コンピューターサービス・ソフトウェア業	G 情報通信業
60 電気通信とその他情報伝達サービス業	37 通信業
	38 放送業
	40 インターネット附随サービス業
61 コンピューターサービス業	39 情報サービス業
62 ソフトウェア業	
H 卸売業、小売業	I 卸売業、小売業
63 卸売業	50 各種商品卸売業
64 なし	51 繊維・衣服等卸売業
	52 飲食品卸売業
	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
	54 機械器具卸売業
	55 その他の卸売業
65 小売業	56 各種商品小売業
	57 織物・衣服・身の回り品小売業
	58 飲食品小売業
	59 機械器具小売業
	60 その他の小売業
	61 無店舗小売業
I 宿泊業、飲食業	M 宿泊業、飲食サービス業
66 宿泊業	75 宿泊業
67 飲食業	76 飲食店
	77 持ち帰り・配達飲食サービス業

中 国	日 本
J 金融業	J 金融業、保険業
68 銀行業	62 銀行業
	63 協同組織金融業
69 証券業	64 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関
71 その他金融活動	65 金融商品取引業、商品先物取引業
70 保険業	66 補助的金融業等
K 不動産業	67 保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）
72 不動産業	K 不動産業、物品賃貸業
	68 不動産取引業
	69 不動産賃貸業・管理業
L 賃貸・商務サービス業	70 物品賃貸業
73 賃貸業	L 学術研究、専門・技術サービス業
74 商務サービス業	72 専門サービス業（他に分類されないもの）
	73 広告業
	91 職業紹介・労働者派遣業
M 科学研究、技術サービス・地質探査業	71 学術・開発研究機関
75 研究と試験	74 技術サービス業（他に分類されないもの）
76 専門技術サービス	
77 科学技術交流と普及サービス業	
78 地質探査業	
N 水利・環境・公共施設管理業	×
79 水利管理業	R サービス業（他に分類されないもの）
80 環境保護業	88 廃棄物処理業
81 公共施設管理業	×
O 住民サービス・その他のサービス	N 生活関連サービス業、娯楽業
82 住民サービス	78 洗濯・理容・美容・浴場業
	79 その他の生活関連サービス業
83 その他のサービス	R サービス業（他に分類されないもの）
	89 自動車整備業
	90 機械等修理業（別掲を除く）

(図表2 続き)

中 国	日 本
	92 その他の事業サービス業
P 教育	O 教育、学習支援業
84 教育	81 学校教育
	82 その他の教育、学習支援業
Q 衛生・社会保険・社会福祉業	P 医療、福祉
85 衛生	83 医療業
	84 保健衛生
86 社会保障業	85 社会保険・社会福祉・介護事業
87 社会福祉業	
R 文化、体育、娯楽業	(G 情報通信業)
	41 映像・音声・文字情報制作業
88 新聞出版業	(N 生活関連サービス業、娯楽業)
89 放送、テレビ、映画、音声・映像業	80 娯楽業
90 文化・芸術業	
91 体育	
92 娯楽	
S 公共管理・社会組織	R サービス業（他に分類されないもの）
	92 その他の事業サービス業
93 中国共産党機関	93 政治・経済・文化団体
95 人民政協（注）と他の党派	94 宗教
96 民間団体、社会団体、宗教組織	(Q 複合サービス事業)
	87 協同組合（他に分類されないもの）
	95 その他のサービス業
94 国家機関	S 公務（他に分類されるものを除く）
97 下部自治体組織	97 国家公務
T 国際組織	98 地方公務
	96 外国公務
	T 分類不能の産業
	99 分類不能の産業

(注) 人民政協は人民政治協議会議全国委員会の略である。

さらに、3桁分類レベルを見ると、日本のすべての産業で3桁分類の「管理、補助的経済活動を行う事業所」を設けている。この分類には、主として管理事務を行う本社等とその他の管理、補助的経済活動を行う事業所が区分される。中国ではこの分類項目が存在しないことは日本の分類との大きな相違点である。

2、農業、鉱業

以下の各節では、2桁分類レベル以下の分類項目に立ち入り、中日間の相違点を詳細に検討していく。本節では、まず農林関係のサービス業と鉱業における中日の相違を見てみよう。

2-1 農林牧漁サービス業

農林関係のサービス業は、中国では「05 農林牧漁サービス業」に一括しているが、日本では、「01 農業」、「02 林業」においてそれぞれ「013 農業サービス業」、「024 林業サービス業」として分類されている（図表3）。

中国では、農林牧漁サービス業は、農業、林業、牧畜業、漁業の生産活動に対してサービスを提供する事業所をいう。なかでも、農業に対するサービスには、灌漑施設の経営と管理、農家兼業または買い取り業者による農産物の一次加工、農業生産に対する機械および操作者の提供などが含まれる。林業に対するサービスには、林木の害虫類の駆除や森林火災の防止などが含まれる。牧畜に対するサービスには、獣医とその他の畜産サービスが含まれる。漁業に対するサービスには、種苗養殖、水産養殖が含まれる。

他方、日本では、農業サービス業は、農家以外の、請負での穀物・野菜・果実などの栽培から出荷までの作業や、畜産での繁殖・飼養管理などに関わる作業、および林業に関わる造林・育林・保護などの作業を行う事業所と定義されている。

まず、中日では物的生産活動とサービス活動の区分方法が異なる。中国では、農林牧漁業の活動内容を生産活動自体とそれをサポートするサービス活動に分けている。これに対して、日本では、経済活動を実施する主体を農家と非農家（請負者）とに分けて、後者を農林サービスとしている。また、分類概念についても中日間で相違が見られる。林業サービスに関して、日本では、育林サービス（請負による造林、保育、保護）、素材生産サービス（請負による伐木または運材）、山林種苗生産サービス（請負による山林種苗の育成）、その他の林業サービス（請負による炭焼、山番な

図表3 農林牧漁サービス業

中 国	日 本
05 農林牧漁サービス業	01 農業
051 農業サービス業	013 農業サービス業（園芸サービス業を除く）
0511 灌漑サービス	0131 穀作サービス業
0512 農産物一次加工サービス	0132 野菜作・果樹作サービス業
0513 その他の農業サービス	0133 穀作、野菜作・果樹作以外の耕種サービス業
053 畜産サービス	0134 畜産サービス業（獣医業を除く）
0531 獣医サービス	(74 技術サービス業（他に分類されないもの）)
0532 その他畜産サービス	741 獣医業
	014 園芸サービス業
052 林業サービス	02 林業
0520 林業サービス	024 林業サービス業
02 林業	0241 育林サービス業
022 木材と竹材の伐採・運送	0242 素材生産サービス業
021 林木の育成と植栽	0243 山林種苗生産サービス業
0211 林木の種苗の育成	0249 その他の林業サービス業
	04 水産養殖業
0540 漁業サービス	041 海面養殖業
	0415 種苗養殖業

ど）が含まれるが、中国では、保育、保護（林木の害虫類の駆除や森林火災の防止など）しか含まれず、伐木、運材（日本でいう素材生産サービス）、山林種苗の育成（同山林種苗生産サービス）などが、林業自体の活動をと見なされ、「022 木材と竹材の伐採・運送」、「0211 林木の種苗の育成」に分類されている。

さらに、サービスの内容も中日間で整合的でない。中国では、農作物の灌漑施設の管理と経営を行う事業所が農業サービス業（051農業サービス、0511 灌漑サービス）に分類されているが、日本ではこの分類項目は見当たらない。中国の「05 農林牧漁サービス業」に「054 漁業サービス業」が含まれる。中国でいう漁業サービス業は、種苗養殖、水産養殖など

を行う事業所をいうが、日本では漁業サービスではなく、漁業の水産養殖業の一つとして扱われている。他方、日本の農業における「014 園芸サービス業」がある。園芸サービスは、請負で築庭、庭園樹の植樹、庭園、花壇の手入れを行う造園業の事業所をいうが、この分類は中国にない。ほかに、4桁分類のレベルで見ると、中国ではサービス内容を、日本では作物・産品を基準に分類していることと、獣医業は中国で畜産サービス業に含まれるが、日本では畜産サービス業から除かれ、「74 技術サービス業 741 獣医業」に分類されていることは中日それぞれの特徴である。

2-2 鉱業

日本の「鉱業」における採石業、砂・砂利・玉石採取業」の事業所数割合が約84%を占めている。このため、第12回改定の日本標準産業分類では従来の「鉱業」を新たに「鉱業、採石業、砂利採取業」に名称変更した。他方、中国では、「鉱業」における「10 非金属採掘・選別業」の事業所数割合が44%を占めて、非金属鉱石全体でもその比率が日本の半分にとどまる。次いで「06 石炭採掘・選別業」は34%、「08 鉄金属採掘・選別業」は13%となっている。このように、2007年改定前までの日本の「鉱業」（D 鉱業、第11回改定）は、中国の「鉱業」とは名称が同じでも、実際の内容が大きく異なることに留意する必要がある。

3、製造業

3-1 業務・事務用機械器具製造業

業務・事務用機械器具製造業については、2桁レベルの分類で中国の「41 計測計量器と文化、事務用機械製造業」と日本の「27 業務用機械器具製造業」と概ね対応するが、細分類では対応していない項目がある。

①まず、中国の「41 計測計量器と文化、事務用機械製造業」における「411 汎用計測計量器製造」と、「412 専用計測計量器製造」は、日本の「27 業務用機械器具製造業」の「273 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業」とほぼ対応している。しかし、「電気計測器製造業」は、中国の「412専用計測計量器製造」に含まれるが、日本では「29 電気機械器具製造業」における「297 電気計測器製造業」に分類されている（図表4）。

図表4 計測計量器、時計、眼鏡、光学機械器具・レンズ製造業

中 国	日 本
41 計測計量器と文化、事務用機械製造業	27 業務用機械器具製造業
411 汎用計測計量器製造	273 計量器・測定器・分析機器・試験機・ 測量機械器具・理化学機械器具製造業
412 専用計測計量器製造	(29 電気機械器具製造業)
	297 電気計測器製造業
	(32 その他の製造業)
413 時計と時刻指示器製造	323 時計・同部分品製造業
414 光学機器と眼鏡製造	329 他に分類されない製造業
4142 眼鏡製造業	3297 眼鏡製造業 (枠を含む)
	27 業務用機械器具製造業
415 文化・事務用機械製造	275 光学機械器具・レンズ製造業
4151 映画用機械製造	2752 写真機・映画用機械・同附属品製造業
4152 写真機と器材製造	
4153 幻灯機や投影機等の設備製造	
4154 複写と現像設備製造	

また、中国の「41 計測計量器と文化、事務用機械製造業」における時計製造業、眼鏡製造業は、日本では2桁分類「32 その他の製造業」に分類されている。具体的には、時計製造は、中国で「413 時計・時刻指示器製造」に、日本では、「323 時計・同部分品製造業」に分類され、眼鏡類製造では、中国で「414 光学機器と眼鏡製造業」の4桁分類「4142 眼鏡製造」に、日本では「329 他に分類されない製造業」の4桁分類「3297 眼鏡製造業 (枠を含む)」に、それぞれ分類されている。

さらに、中国の「415 文化・事務用機械製造」における「4151 映画用機械製造」、「4152 写真機と器材製造」、「4153 幻灯機や投影機等の設備製造」、「4154 複写と現像設備製造」は、いずれも日本の「275 光学機械器具・レンズ製造業」の「2752 写真機・映画用機械・同附属品製造業」と対応している。

②他方、日本の「27 業務用機械器具製造業」における「272 サービス用・娯楽用機械器具製造業」の「2722 娯楽用機械製造業」、「2729

その他のサービス用・娯楽用機械器具製造業」等は、中国の非機械類の「24 文教体育用品製造業」の「245 遊楽器材と娯楽用品製造」に、また日本の「274 医療用機械器具・医療用品製造業」、「276 武器製造業」は、中国の「36 専用設備製造業」の「368 医療器械設備と器械製造」、「武器弾薬製造」に、それぞれ対応した分類となる（図表5）。

図表5 サービス用・娯楽用機械器具、医療用機械器具・医療用品、武器の製造業

日 本	中 国
27 業務用機械器具製造業	24 文教体育用品製造業
272 サービス用・娯楽用機械器具製造業	245 遊楽器材と娯楽用品製造
2722 娯楽用機械製造業	2451 露天遊楽所遊楽設備
2729 その他のサービス用・娯楽用機械器具製造業	2452 遊戯用品と室内遊戯器材製造
	36 専用設備製造業
274 医療用機械器具・医療用品製造業	368 医療器械設備と器械製造
	366 電子と電工機械専用設備製造
276 武器製造業	3663 武器弾薬製造

3-2 文教体育用品、工芸品・貴金属品、その他の製造業

文教体育用品製造業には、ペン・鉛筆・絵画用品などの事務用品、体育用品、がん具、楽器、娯楽機材と娯楽用品などを製造する事業所が分類される。この分類は、中国で「24 文教体育用品」に、日本では「32 その他の製造」に分類されている（図表6）。

ただし、中国の「24 文教体育用品」における「245 遊楽器材と娯楽用品製造」は、前述の通り 日本では「272 サービス用・娯楽用機械器具製造業」に分類されている。また工芸品・貴金属品は、中国で「42 工芸品、その他の製造業」の「421 工芸品・美術品製造」に、日本では「32 その他の製造業」の「321 貴金属・宝石製品製造業」「322 装身具・装飾品・ボタン・同関連品製造業（貴金属・宝石製を除く）」「327 漆器製造業」に、それぞれ分類されている。

図表6 文教体育用品、工芸品・美術品、その他の製造業

中 国	日 本
24 文教体育用品製造業	32 その他の製造業
241 文化用品製造	326 ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品製造業
242 体育用品製造	325 がん具・運動用具製造業
244 がん具製造	
243 楽器製造	324 楽器製造業
	(27 業務用機械器具製造業)
245 遊樂器材と娯楽用品製造	272 サービス用・娯楽用機械器具製造業
42 工芸品、その他の製造業	32 その他の製造業
421 工芸品・美術品製造	321 貴金属・宝石製品製造業
	322 装身具・装飾品・ボタン・同関連品製造業（貴金属・宝石製を除く）
	327 漆器製造業
422 日用雑貨製造	328 畳等生活雑貨製品製造業
429 他に分類されない製造業	329 他に分類されない製造業

3-3 飼料製造業、石炭製品製造業、核燃料製造業

ほかに、産業分類の中日間の違いが飼料製造業、核燃料、石炭製品製造業、核燃料製造業などに見られる（図表7）。具体的には、飼料製造業は、中国で「13 農産品・副産品食品加工業」に、日本では「10 飲料・たばこ・飼料製造業」に分類され、石炭製品製造業は、中国で「42 その他の製造業」に、日本では「17 石油製品・石炭製品製造業」に分類される。また、核燃料製造業の場合、中国では「25 石油加工、コークス、核燃料加工業」に、日本では、「23 非鉄金属製造業加工」に分類されている。

図表7 飼料製造業、石炭製品製造業、核燃料製造業

中 国	日 本
13 農産品・副産品食品加工業	10 飲料・たばこ・飼料製造業
132 精穀・製粉	106 飼料・有機質肥料製造業
1320 飼料加工	1061 配合飼料製造業
	1062 単体飼料製造業
25 石油加工、コークス、核燃料加工業	23 非鉄金属製造業
	239 その他の非鉄金属製造業
253 核燃料加工	2391 核燃料製造業
42 その他の製造業	17 石油製品・石炭製品製造業
423 石炭製品製造	179 その他の石油製品・石炭製品製造業

4、サービス業

4-1 都市公共交通業

中国の2桁分類「53 都市公共交通業」には、都市部における旅客運送を行う事業所が分類されている（図表8）。都市部における旅客運送業は、具体的には都市部における乗合バスのような自動車（電気・ガソリン）

図表8 中国の「都市公共交通業」と日本の分類との対応

中 国	日 本
53 都市公共交通業	43 道路旅客運送業
531 自動車（電気・ガソリン）旅客輸送業	431 一般乗合旅客自動車運送
533 タクシー業	432 一般乗用旅客自動車運送業
	42 鉄道業
532 軌道運送業	421 鉄道業
	4212 軌道業
	4213 地下鉄業
	4214 モノレール鉄道業
	45 水運業
534 都市内河川旅客水運業	453 内陸水運業

旅客運送、軌道運送業（地下鉄、モノレール、路面電車、ロープウェイなどを含む）、タクシー業、都市内河川旅客水運業などをいう。自動車旅客運送とタクシー業は、日本の「43 道路旅客運送業」における「431 一般乗合旅客自動車運送業」と「432 一般乗用旅客自動車運送業」と対応する。これに対して、軌道運送業と都市内河川旅客水運業は、日本では、それぞれ「421 鉄道業」の「4212 軌道業」、「4213 地下鉄業」、「4214 モノレール鉄道業」と、「45 水運業」の「453 内陸水運業」に、それぞれ分類されている点に留意する必要がある。

4-2 商務・技術サービス

中国の2桁分類「74 商務サービス」と「76 専門技術サービス」は、サービス業を社会科学と自然科学という対象分野別に分類するものである（図表9）。分類の項目を見ると、「74 商務サービス」には、経営コンサルタント、法務サービス、財務・会計サービスなどが分類されることから、日本の2桁分類「72 専門サービス業（他に分類されないもの）」と対応することが分かる。しかし、中国の「74 商務サービス」と日本の「72 専門サービス業（他に分類されないもの）」を比較すると、中国には広告業、職業仲介、旅行社などの項目が含まれ、一方、日本にはデザイン業、著述業・芸術家などの項目が含まれるという相違点が見られる。

他方、中国の「76 専門技術サービス」には、工程の設計・土木建築に関する設計や相談（コンサルタント）のサービス、計量・測量サービス、商品の検査・検定サービスなどが分類されて、これは日本の「74 技術サービス業（他に分類されないもの）」と概ね対応する。しかし、中国では気象、地震、海洋などの分野別サービスの項目が含まれ、日本では獣医業、地質調査（その他の土木建築サービス）、写真業などの項目が含まれるという点で両国は異なる。

4-3 環境管理業

中国の2桁分類「80 環境管理業」では、自然保護区の野生動物・植物の保護と、都市における景観の保護管理、環境衛生管理、水質汚濁防止とその改善、危険物廃棄処分などの環境改善を行う事業所をいう（図表10）。なかでも「80 環境管理業」における「802 環境改善」の「8022 都市衛生的環境管理」は、一般廃棄物処理（し尿の収集、運搬、処分、浄化槽の清掃、保守、点検、家庭ごみの収集、運搬、処分と管理）を含むこと、および「8024 危険廃棄物処理」では、産業廃棄物の収集、運搬、処分

図表9 商務・技術サービス業

中 国	日 本
74 商務サービス	72 専門サービス業（他に分類されないもの）
741 企業管理サービス	721 法律事務所、特許事務所
742 法律サービス	722 公証人役場、司法書士事務所、土地家屋調査士事務所
745 知的所有権サービス	723 行政書士事務所
743 諮問と調査	724 公認会計士事務所、税理士事務所
744 広告業	725 社会保険労務士事務所
746 職業仲介業	726 デザイン業
747 市場管理	727 著述・芸術家業
748 旅行社	728 経営コンサルタント業、純粋持株会社
749 その他の商務サービス	729 その他の専門サービス業
	73 広告業
	91 職業紹介・労働者派遣業
	92 その他の事業サービス業
	923 警備業
	929 他に分類されない事業サービス業
76 専門技術サービス	74 技術サービス業（他に分類されないもの）
761 気象サービス	
762 地震サービス	
763 海洋サービス	
764 測量サービス	742 土木建築サービス業
765 技術検査・計量	743 機械設計業
766 環境監査・計量	744 商品・非破壊検査業
767 工程の設計	745 計量証明業
769 その他の専門技術サービス業	749 その他の技術サービス業
77 科学技術交流と普及サービス業	(7499 その他の技術サービス 普及指導センター等)
78 地質探査業	(7429 その他の土木建築サービス 地質調査業)
(05 農林サービス業 053 畜産サービス 0531 獣医サービス)	741 獣医業
(82 住民サービスとその他のサービス 828 写真撮影と現像業)	746 写真業

を含むことから、中国の「80 環境管理業」の一部は、日本の「88 廃棄物処理業」と対応することがわかる。しかし、中国の「80 環境管理業」における3桁分類「801 自然保護」、また同4桁分類「8021 都市景観管理」と「8023 水汚染防止と改善」は、日本の分類では見当たらない。

図表10 中国の環境管理業と日本の分類との対応

中 国	日 本
80 環境管理業	
801 自然保護	
802 環境改善	88 廃棄物処理業
8021 都市景観管理	
8022 都市衛生的環境管理	881 一般廃棄物処理業
8023 水汚染防止・改善	
8024 危険廃棄物処理	882 産業廃棄物処理業
8025 その他環境改善・保護	889 その他の廃棄物処理業

4-4 公共施設管理業

中国の2桁分類「81 公共施設管理業」には、「811 市政公共施設管理」、「812 都市緑化管理」、「813 遊覧景観区域管理」が含まれている。「811 市政公共施設管理」、「812 都市緑化の管理」は日本の産業分類では見当たらない。

「813 遊覧景観区域管理業」は、レジャー、観光、娯楽を提供する自然的、人文的景観、人造的景観などの保護と管理を行う事業所をいう。これは、日本の「805 公園、遊園地」の「8051 公園」とほぼ対応する。しかし、日本の「8051 公園」の場合は、樹木、池などの自然環境を有し、娯楽を提供し、休養を与える事業所と規定されている。これに対して、中国の場合は、さらに自然や歴史的文化財の保存と保護（アメニティの保全）も含まれる点で、日本の公園より広い概念となっている。

4-5 修理・保守業

修理・保守業は、輸送用機械器具の整備修理、および機械、家具、日用品などの修理と保守を行う事業所をいう。修理・保守業は、中国では基本的に当該製品の製造とともに製造業に分類されるのに対して、日本では、製造と修理が分離され、後者すなわち修理・保守業のほとんどは、サービス業に分類される（図表11）。

図表11 機械製造・修理業、自動車製造・修理業

中 国	日 本
35 はん用設備製造業	25 はん用機械器具製造業
358 機械部品製造と機械修理	259 その他のはん用機械・同部分品製造業
36 専用設備製造業	2599 各種機械・同部分品製造修理業（注文製造・修理）
367 農林畜漁専用機械製造	
3679 その他農林畜漁専用機械製造と修理	
37 交通運輸設備製造業	31 輸送用機械器具製造業
371 鉄道運輸設備製造	312 鉄道車両・同部分品製造業
3719 その他鉄道運輸設備製造と修理	3121 鉄道車両製造業（製造と修理）
372 自動車製造	
3726 自動車修理	
375 船舶と浮遊装置製造	313 船舶製造・修理業、船用機関製造業
3753 遊楽船と競技船の建造と修理	3131 船舶製造・修理業
3755 船舶修理と解体	
376 航空機・宇宙航空器製造	314 航空機・同附属品製造業
3761 航空機製造と修理	3141 航空機製造業（オーバーホールを行う事業所も含む）
	3142 航空機用原動機製造業（オーバーホールを行う事業所も含む）
83 その他のサービス	(R サービス業（他に分類されないもの）)
831 修理と保守	
8311 自動車、オートバイの整備保守	89 自動車整備業
8312 事務設備の保守修理	90 機械等修理業（別掲を除く）
	901 機械修理業（電気機械器具を除く）
8313 家庭電器の修理	902 電気機械器具修理業
8319 その他日用品の修理	909 その他の修理業

具体的に見ると、中国では自動車、機械の各修理業は、自動車の製造、機械の製造とともに、製造業に分類され、「8311 自動車、オートバイの整備保守」、「8312 事務設備の保守修理」、「8313 家庭電器の修理」などの一部の修理・保守業だけが「83 その他のサービスの」に分類されている。

しかも、サービス業に分類される「8311 自動車、オートバイの整備保守」とは、道路沿いに位置し、自動車、オートバイに対する給油、窓拭き、タイヤの空気圧調整、洗車あるいは、部品交換と販売業務などを行う小規模・零細の修理事業所に限られる。

これに対して、日本では、自動車整備、自動車修理、オートバイ修理等は「R サービス業（他に分類されないもの）の「89 自動車整備業」に一括して分類され、機械、電気機械などの修理は「R サービス業（他に分類されないもの）の「90 機械等修理業（別掲を除く）」に一括して分類されており、はん用機械器具（「2599 各種機械・同部分品製造修理業（注文製造・修理）」）、船舶の修理（「313 船舶製造・修理業、船用機関製造業」）、鉄道車両の修理または改造（自家用を除く）航空機及び航空機用原動機のオーバーホールを行う事業所だけが、「E 製造業」における「25 はん用機械器具製造業」、「31 輸送用機械器具製造業」にそれぞれ分類されている。

要するに、修理・保守に関しては、中国では基本的に修理と保守とを分離して修理を製造とともに製造業に、保守をサービス業に分類するのに対して、日本では製造と修理・保守とを分離して修理・保守をサービス業に一括して分類するところが中日両国の相違点である。

4-6 清掃サービス・建物サービス業

中国では、「83 清掃業」における「832 清掃サービス」は、建物、事務用品、家庭用品に対する掃除、清浄、消毒のサービスを提供する事業所または個人をいう。建物清掃サービスには 建物清掃サービスには、建物を対象とする床磨き、ガラス拭き、煙突掃除などの項目が含まれている。これらの事項から見て、日本の「92 その他のサービス」の「922 建物サービス業」と対応することがわかる。

しかし、中国の清掃業ではサービス対象が、事業所だけでなく住民をも含み、さらに建物以外に、事務用品と家庭用品をも対象とすること等で日本の分類と異なる。

おわりに

これまでに産業分類基準における中国と日本の相違事項を検討してきた。本稿の結果を踏まえて、中日間の産業分類の課題を述べよう。

中日の産業分類で最も影響が大きい差異は3桁分類の「管理、補助的経

済活動を行う事業所」である。日本では、2桁分類産業ごとに管理事務を行う本社等とその他の管理、補助的経済活動を行う事業所が3桁分類の「管理、補助的経済活動を行う事業所」に一括して分類されている。これに対して、中国ではこの分類項目は存在せず、つまり管理事務や補助的経済活動などを行う本社と事業所が分離独立されておらず、3桁分類の各産業に含まれている。

中日間のこの分類上の相違から、両国の経済統計データを組み換えするには3桁分類レベルで困難なこととなる。例えば、日本の「013 農業サービス業」と「024 林業サービス業」を「01 農業」と「02 林業」から分割し統合して、中国の「05 農林牧漁サービス業」に対応させようとしても、日本では農業、林業に関して管理事務を行う本社とその他の管理、補助的経済活動を行う事業所が含まれないが、中国では含まれるため、中日間では対応していない。

産業分類の項目については、全体として日本に比べて、中国の方が粗い。3桁分類レベル以降の項目数は中国のほうが少なく、とくに中国の第三次産業の分類項目数は日本に比べて少ない。これは、中国の第三次産業自体の立ち遅れに伴う統計整備の遅れによるものである。今後、中国の産業構造が重化学工業化からサービス化への移行が予想される中で、第三次産業の分類を細分化することが課題となる。

産業分類の概念、範疇においては中日間での相違が多く見られる。例えば、中国では伐木、運材、山林種苗の育成などが、林業活動とされるのに対して、日本では林業サービスとされている。また、獣医業の場合は牧畜、豚、家禽などの動物に医療サービスを提供する事業所として畜産サービスに分類されるのに対して、日本では獣医学的知識と技術を提供する事業所として、技術サービス業に分類されている。種苗養殖業は、中国では漁業サービスとされるが、日本では漁業活動自体とされている。娯楽用器材は、中国では製品の用途基準に基づき文教体育用品製造業とされているのに対して、日本では製品・生産技術基準に基づいて機械製造業とされている。

修理・保守業の扱いについて、機械および自動車の製造・修理業等は、中国では対個人修理を除いて基本的には製造業とされている。これに対して、日本では修理・保守業のほとんどはサービス業とされている。中国では自動車の大衆化、モータリゼーション社会の到来に伴い、自動車のメンテナンスや修理、診断、車検業などのアフターサービス市場がますます拡大していく。そのため、自動車の整備・修理などのサービスを自動車の製造業から分離独立させることが必要になってくる。同様に中国の機械修理

業も、機械修理サービス市場の発展とともに、機械製造業から分離独立させることが産業分類の課題であろう。

註

- (1) 江見 (2003)、pp. 326-329。
- (2) 李・莫 (1993)、pp. 396-398。
- (3) 以下、断りがない限り、2002年改定の中国国民経済産業分類を中国の産業分類、2007年改定の日本標準産業分類を日本の産業分類とそれぞれ略称する。

[付記] 本研究は2008年度科学研究費補助金（基盤(C)、課題番号20530200）の交付を受けた。

参考文献

- 中国国家统计局・国家技術監督局『国民経済行業分類（国民経済産業分類）、GB/T4757-2002』（第3回改定）、中国統計出版社、2002年。
- 江見 康一「産業分類の形成と改定」財団法人日本統計協会編『20世紀の奇跡－統計で見た動乱の日本－』、財団法人日本統計協会、2003年。
- 李 惠村・莫 日達『中国統計史』、中国統計出版社、1993年。
- 総務省『日本標準産業分類（平成19年11月改定）』（第12回改定）、全国統計協会連合会、2008年。